

寝屋川市みんなのまち基本条例改正案と現行条例との対照表

改 正 案	現 行
<p>(前文)</p> <p>寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。</p> <p>そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 協働</p> <p>(略)</p> <p>(安全・安心の向上)</p> <p>第 6 条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に<u>取り組まなければならない</u>。</p> <p>(透明性の確保等)</p> <p>第 7 条 行政は、市民と情報を共有して透明性を<u>確保しなければならない</u>。</p> <p>2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に<u>応答しなければならない</u>。</p> <p>3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく<u>説明しなければならない</u>。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第 8 条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を<u>推進しなければならない</u>。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第 9 条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に<u>取り扱わなければならない</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 市民</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 議会</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 行政</p> <p>(略)</p>	<p>(前文)</p> <p>寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。</p> <p>人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。</p> <p><u>急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど</u>、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 協働</p> <p>(略)</p> <p>(安全・安心の向上)</p> <p>第 6 条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に<u>取り組むものとする</u>。</p> <p>(透明性の確保等)</p> <p>第 7 条 行政は、市民と情報を共有して透明性を<u>確保するものとする</u>。</p> <p>2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に<u>応答するものとする</u>。</p> <p>3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく<u>説明するものとする</u>。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第 8 条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を<u>推進するものとする</u>。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第 9 条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に<u>取り扱うものとする</u>。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 市民</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 議会</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 行政</p> <p>(略)</p>

(行政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

(略)

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(略)

(行政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

《 条項追加 》

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

(略)

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(略)